

平成30年11月27日

第17回村上市農業委員会会議録

第17回村上市農業委員会定例会を平成30年11月27日午後1時30分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
3番	増田	嘉美	4番	加藤	孝平
5番	石山	章	6番	遠山	久夫
7番	池田	千秋	8番	本間	サヨ子
9番	中山	和衛	10番	遠藤	俊樹
11番	斎藤	博	12番	佐藤	健吉
13番	齋藤	文夫	14番	板垣	栄一
15番	稲葉	浩之	16番	菅原	隆雄
17番	大野	章	18番	村山	美恵子
19番	船山	寛	20番	本間	裕一

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	鈴木	美宝
事務局次長	小川	良和
事務局副参事	佐藤	俊一
事務局係長	園部	和枝

1. 午後1時30分 事務局長(鈴木美宝君) ごめんください。定刻よりちょっと時間早いのですが、皆さん全員お集まりになりましたので、ただいまから第17回村上市農業委員会定例会を

開催いたします。

初めに、本日は全員出席ということで欠席者はゼロになりますので、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

初めに、会長よりご挨拶のほうお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（鈴木美宝君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき石山会長からお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、日程3の議事録署名委員選出についてお諮りいたします。議長の私に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第17回村上市農業委員会定例総会議事録署名人には、議席番号1番、鈴木委員、議席番号2番、阿部委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） それでは、説明させていただきます。資料1枚めくっていただきまして、1ページのほうごらんください。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について。

番号1番、申請人、東京都新宿区住吉町____—____、____、____、土地の表示、南町____丁目____番____、地目、台帳田、現況____、面積____平米、申請事由、申請地は平成30年2月に母より相続した農地で、周囲の宅地化により水利が確保できなくなった昭和50年ころより耕作しておらず、現在は周囲の宅地と一体化している。このため農地への復旧は困難な状況にあるということでございます。

続きまして、番号2番、申請人、村上市門前____番地、____、土地の表示、門前字後谷____、地目、台帳____、現況____、面積____平米、申請事由、申請地は50年以上耕作しておらず、現在は灌木やヨシが生い茂り、原野化している。このため農地への復旧が困難な状況にあるということでございます。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。1枚めくっていただきまして、2ページごらんください。番号1番の申請場所ですが、地図中央に村上警察署がございます。今回の申請場所は、その村上警察署よりも西側にあります、地図上太く示された場所が今回の申請場所です。

続きまして、2番の場所を説明いたします。地図下段のほうに村上地区の門前集落がございます。申請場所は、その門前集落より北側、山を1つ越えた谷沿いにあります、地図上、上部やや左側のほうに太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） ただいまの報告についてご質問等ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、報告第1号については終わり、日程5の議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について説明します。3件について説明いたします。

番号1、願い出者住所、氏名、村上市山辺里___番地___、___、競売の内容、土地の表示、物件番号1、大場沢鳥井田、地番が___、地目、台帳、現況とも___、面積___平米、田がほかに4筆ありまして、合計5筆、合計面積が___平米、強制執行等の別、担保不動産競売、実施機関、新潟地方裁判所、事件番号、平成30年（ケ）第60号、入札期間、平成31年1月7日から平成31年1月15日、開札期日、平成31年1月21日、基準売却価格___円、10アールあたりに直すと約___円の案件です。

続きまして、番号2、願い出者、村上市荒沢___番地、___、競売の内容、土地の表示、物件番号1、荒沢瀧ノ尻___、地目、台帳、現況とも田、面積___平米、ほかにもう一筆、田がありまして、合計2筆、合計面積が___平米、強制執行等の別、市税滞納処分、実施機関、村上市、事件番号、村上市告示第373号、入札期間、平成30年11月27日、開札期日、平成30年11月27日、基準売却価格___円。

続いて、番号3、願い出者、村上市早稲田___番地___、___、競売の内容、土地の表示、物件番号1、関口ゴロドロ___、地目、台帳、現況とも___、面積___平米、強制執行等の別、市税滞納処分、実施機関、村上市、事件番号、村上市告示第373号、入札期間、平成30年11月27日、開札期日、平成30年11月27日、基準売却価格___円、10アールあたりに直すと約___円の案件です。

続きまして、場所の説明をいたします。番号1の場所です。5ページをごらんください。朝日地区大場沢地内で古渡路との字境付近、物件番号1、___番、物件番号2、___番があります。農道を挟んで向かい側に物件番号3、___番、物件番号4、___番、物件番号5、___番があります。

続いて、番号2の場所です。6ページをごらんください。朝日地区荒沢地内で荒沢川上流部、図面中央にあるのが物件番号1、___番と物件番号2、___番です。周辺に荒沢最終処分場があります。

次に、番号3の場所の説明をいたします。7ページをごらんください。朝日地区早稲田地内で高

根川と大須戸川の合流部付近、図面中央にあるのが物件番号1、____番です。

以上で場所の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） ただいま説明しました案件につき質疑に入ります。

12番、佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） 12番、佐藤ですが、ちょっとお伺いしたいのですが、2番、3番の件の入札期間、開札期日が11月27日、今日になっていますけども、事務局のほうから何も説明なかったのですが、ここで承認されて、これから例えば入札会が開催されるとか、あるいは午前中、既に入札やって、ここで承認をいただければ認めるとか、その辺のいきさつを若干説明お願したいと思えます。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 税務のほうに確認しましたら、今日この総会の議案の承認を待っての入札になるそうです。

○12番（佐藤健吉君） じゃ、そういうことで入札期日は指定されているけれども、入札時間とか告示とか、そういうものは何もされていなくてですか。その辺確認したいと。

○事務局副参事（佐藤俊一君） とにかくこちらの委員会が終わってからの行動になると確認しました。

○議長（石山 章君） 2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 阿部です。今、佐藤委員がご質問したとおり、入札期間はいいですよ。開札が今日のわけですよ。やはりこういう案件については専決しておくか、何かすることが必要なのではないのでしょうか。当然札入れているわけだ、今、もう既に。開くのは後日でもいいかもしれないけども、そういうのであれば会長なり職務代理なりの専決処分で一応こういうことで出して、開札を承認されるまで待つことにしますというようなことのほうがいいのかと思います。それが1点。

1番のところ、金額お話ししたのですけども、ちょうど穴あけの中にくるまっています、こういうのもありましたので、ちょっとお話しします。済みません。

○議長（石山 章君） 今ほどの質問については、ただいまの案件の承認をもって税務課のほうで対応するということですので、よろしいでしょうか。

○2番（阿部正一君） はい。

○議長（石山 章君） ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ほかにないようであれば、議案第1号については承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願については承認することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

今月は、使用貸借2件、贈与2件、売買1件、合計5件の案件です。

まず初めに、使用貸借について、1件説明いたします。番号1、貸し人、村上市山辺里__番地、____、借り人、村上市山辺里__番地、____、土地の表示、山辺里字定ノ下__番__、現況地目、____、地積__平米、田がほかに2筆ありまして、合計3筆、合計地積____平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、契約の内容、5年間、平成30年11月27日より平成35年2月25日、____、新規でございます。

続きまして、贈与案件について説明いたします。番号3、譲渡人、村上市新町__番__号、____、譲受人、村上市赤沢__番地、____、土地の表示、赤沢字新田__番__、現況地目、____、地積__平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）。

続きまして、番号4、譲渡人、村上市寒川__番地、____、譲受人、村上市寒川__番地、____、土地の表示、寒川字白山__、現況地目、____、地積____平米、田がほかに__筆、畑が__筆ございます。合計__筆、合計地積が____平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）。この案件については8ページ、9ページ、10ページ、11ページの上段までが番号4の土地の表示になります。

続きまして、売買の案件1件について説明いたします。番号5、譲渡人、村上市天神岡__番地__、____、譲受人、村上市天神岡__番地、____、土地の表示、天神岡字庄作__番__、現況地目、____、地積____平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価としまして____円、10アールあたりに換算しますと____円の案件です。

続きまして、場所の説明をいたします。番号3の場所です。12ページをごらんください。村上地区赤沢地内です。赤沢集落より東に1キロほど山合いに入ったところ、図面中央に申請地____があります。

続いて、番号4の場所です。13ページをごらんください。山北地区寒川地内で、葡萄川と水無川の合流付近の図面です。図面中央を主要地方道山北朝日線が走っています。図面西側、寒川運送の裏手に申請地__番と__番があります。そこから葡萄川に向かったところに申請地____番、少し東に____と____があります。少し南に行ったところに5筆あるのが、図面右から申請地____番、__番、__番、____、____番があります。また、山沿いに小さい畑が3筆、____、__、__があります。

続いて、14ページをごらんください。同じく番号4の場所なのですが、水無川上流、林道寒川線脇に申請地____があります。

次に、番号5の場所の説明をいたします。15ページをごらんください。村上地区天神岡地内で、国道7号線沿いにあるひらせいホームセンター村上東店裏手、図面中央にあるのが申請地____です。

以上で場所の説明を終わります。

説明した5件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のあった件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。
（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号、許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） 16ページのほうをごらんください。議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

番号1番、申請人、村上市佐々木____番地、____、土地の表示、佐々木字上野____番____、地目、____、地積____平米、転用の目的、住宅敷地拡張、農地区分につきましては第1種農地、備考といたしまして、申請者は申請地脇で生活しているが、住宅は集落の端に位置し、南側には視界を遮るものがなく、防犯対策及びプライバシー確保に困難を来していたことから、目隠しとなる塀と生け垣を設置するため、転用の申請をするものです。なお、申請地は第1種農地であるが、既存施設の拡張で、拡張に係る面積が既存施設の面積の2分の1を超えるものではないということです。

既存施設の面積は____平米、今回拡張する面積が____平米ですので、2分の1を超えてございません。

なお、案件については始末書が添付されておりますので、朗読させていただきます。上申書。新潟県知事、花角英世様、村上市農業委員会、石山章様。申請人、____の夫である____氏は、昭和49年に現在の自宅を建築しましたが、そのころ自宅の敷地に隣接し、申請人の親族が所有していた農地の一部、現在の申請地を自宅の敷地と誤認し、塀を設置しました。昭和53年に当該土地が農地であることが判明したものの、農地法を熟知しなかったために同法の許可を受けることないまま夫が死去し、現在に至りました。このたび近隣の農地の所有者が周囲の土地関係を調査する過程で申請人は同記の事実を知るに至り、転用の許可を申請するものですが、何とぞ寛大なる措置を賜りますようお願い申し上げます。転用申請地所在、村上市佐々木字上野____番____、平成30年11月

9日、申請人、_____。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。17ページをごらんください。地図中央上部のほうに村上市荒川地区の佐々木集落がございます。今回の申請場所は、その佐々木集落の南側、地図中央よりやや下段のほうに太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） 転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、報告をお願いいたします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） それでは、議案第3号、番号1の現地調査を報告いたします。

今月の13日午前9時に荒川支所において小川次長の説明を受け、その後農業委員3名、最適化推進委員2名、それから農業委員会事務局、小川次長、荒川支所、相場主事で現地を見ながら話し合いを行いました。と申しますのは、立会者がいませんので、今お話しした始末書の内容のとおりでありました。ということは、49年にもう既に塀ができてあったということで、その時点で何らかの手続をすればいいのでしょうか、それも農振の区域であったので、農振の除外の申請が地域整備計画の審議会で3月28日に実施しております。今回これを見つけたということは不幸中の幸い、43年も経過しているわけですから。そういうことで見てきました。それで、出席委員全員で許可相当と判断し、皆さんの審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第3号、許可相当に決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について許可相当に決定いたしました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、18ページのほうをごらんください。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。今月は3件ございます。

まず初めに、番号1番、譲渡人、村上市坂町____番地、____、譲受人、村上市坂町____番地、____、土地の表示、坂町字大道端____番____、地目、台帳、現況とも____、地積____平米、転用の目的、住宅建築用地、契約等につきましては売買による所有権の移転で、対価は____円です。10アールあたりに換算いたしますと____円となります。農地区分につきましては第3種農地、

備考といたしまして、申請者は現在坂町地内で生活しているが、このたび都市計画道路の新設に伴い、住宅の移転が必要となったことから、申請地に住宅を建築するため転用するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途区域内（第1種住居地域）の農地であります。転用の内容ですが、建築面積_____平米の木造2階建て住宅1棟を建築される予定でございます。

続きまして、番号2番、貸し人、村上市佐々木____番地____、____、____、借り人、村上市佐々木____番地____、____、____、____、土地の表示、佐々木字上野____番____、地目、台帳____、現況____、地積____平米ほか5筆、合計6筆、____平米、転用の目的は建設機械及び資材置場、契約につきましては賃貸借権の設定で、対価は月_____円となります。農地区分につきましては第1種農地、備考といたしまして、申請者は佐々木地内で建設業を営んでいるが、経営規模の拡大により、保有する建設機械や工事車両及び資材等が増加したことで新たな保管場所の確保が必要となったことから、申請地を建設機械及び資材置場とするため転用するものです。なお、申請地は第1種農地であるが、申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の業務上必要な施設を集落に接続して設置されるものということですとございませう。

続きまして、番号3番、貸し人、村上市宿田____番地____、____、借り人、村上市葛籠山____番地、____、土地の表示、葛籠山字南田____、地目、台帳、現況とも____、地積____平米、転用の目的、資材置場、契約等につきましては賃貸借権の設定で、対価は玄米、年____キロ、農地区分につきましては農振農用地にある農地で、今回の申請は一時転用で、利用期間は許可日から3カ年ということとございませう。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。20ページのほうごらんください。まず、番号1番、_____の申請場所ですが、地図中央縦にJR羽越本線が走っております。地図に描かれているのが村上市荒川地区の坂町集落で、今回の申請場所はその羽越本線よりも東側、地図中央やや下段のほうに太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

続きまして、番号2番、_____の申請場所です。地図中央上部のほうに描かれているのが荒川地区の佐々木集落で、今回の申請場所は佐々木集落の南側、先ほど4条申請でご説明させていただいた申請場所の隣地になります。北側から____で、一番南側が____となります。

ページめくっていただきまして22ページ、番号3番、_____の申請場所です。地図中央やや左側のほうに神林地区の平林小学校がございませう。そこから地図中央付近のほうに延びている道路、葛籠山集落に向かう道路沿いの場所で、地図中央よりやや下段のほうに三角の形で太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、最初に番号1番について報告をお願いします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 阿部ですが、それでは議案第4号、番号1の現地調査を報告いたします。

これにつきましても今月の13日9時から荒川支所において小川次長の説明を受け、その後農業委員3名、最適化推進委員2名と農業委員会事務局、小川次長、荒川支所の相場主事で現地において譲渡人の_____氏と譲受人の_____さんの立ち会いの説明を受けました。生活排水は公共下水道へ接続、乗り入れについても産業建設課と協議が整っており、申請の必要はないということでした。出席委員全員で許可相当と判断しました。皆さんの審議をお願いしたいと思います。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

次に、番号2番について報告をお願いいたします。

7番、池田委員。

○7番（池田千秋君） 7番、池田です。議案第4号、番号2についての現地調査報告をいたします。

この案件は、昨年12月の総会において、今回の転用を前提に農振除外の申請があった案件であります。その結果、農振除外もやむなしという結論に至っておる案件であります。昨年の12月12日、農政振興部会員及び前の局長の小川局長、今の次長の小川次長と_____関係者立ち会いのもと、現地調査を行っております。その月の総会において私が現地調査報告をしております。それをもって今回の報告にかえさせていただきます。

以上です。よろしく審議お願いします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

次に、番号3について報告をお願いいたします。

6番、遠山委員。

○6番（遠山久夫君） 6番、遠山です。この案件につきましては、以前から神林地区農業委員として若干問題視しているところではあったのですが、_____さんという方は_____さんという方の息子さんであります。この方がお父さんが亡くなりまして、相続した場所でありまして、平成元年あたりの農道のパイプラインの工事等で余った砂利と、そこの換地された場所、____平米ですか、このところに置かせてくれよという業者の委託を受けまして、埋め立てた場所を仮に資材置場として一時的に、_____さんとの口約束でここを利用しているというような状態でありましたが、これについては始末書等を出していただいて、本人も十分に注意をしているというところでありまして。今回は農地パトロール、今月の12日に行われたわけですが、その途中、そこを確認を農業委員全員で見てまいりました。そして、一時転用という形で今回の申請に至ったわけでありまして、今後の農振除外あるいは農地の移動、こういったところを見据えてはありますけれども、今回はこの一時転用という形で、3年間の間で置かれている資材等の撤去等を速やかにという依頼をしているところでありまして。農業委員としましては、やむなしであろうと見てまいりましたが、皆様方のご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、議案第4号、許可相当に決定したいと思います、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について許可相当に決定いたしました。

議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長(園部和枝君) それでは、23ページをごらんください。議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が2件、賃貸借の設定が84件、所有権移転の売買が1件、合計87件の案件となります。

それでは、所有権移転以外の案件につきましてはそれぞれ1件のみ説明させていただきます。最初に、使用貸借の設定です。番号1番、貸し人、村上市桃川__番地__、__、借り人、村上市桃川__番地、__、土地の表示、桃川字野地山__番__、地目、__、地積__ 平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が1年間、再設定となります。番号2番までが使用貸借の案件となります。

次に、賃借権の設定です。番号3番、貸し人、村上市松山__番地、__、借り人、村上市松山__番地、__、土地の表示、瀬波字鍛冶島__、地目、田、地積__ 平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が5年間、借賃が10アール当たり__ 円、新規の設定となりまして、改良区費は借り人負担となります。ページのほう進みまして44ページ、番号86番までが賃貸借の案件となります。

次に、所有権移転について説明いたします。番号87番、譲渡人、新潟市江南区丸山__番地__、__、譲受人、村上市大毎__番地、__、土地の表示、大毎字堰ノ上__番__、地目、__、地積__ 平米、売買による所有権の移転となります。対価が__ 円です。10アール当たりは約__ 円となります。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。45ページをごらんください。図面上左側斜めに国道7号線が走っています。中央には大毎集落があり、その東側に太く囲ってありますのが今回の申請地となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長(石山 章君) それでは、最初に番号11、12番について審議いたしますので、議席番号7番、

池田委員、議事に参与できませんので、退席をお願いします。

(7番 池田千秋君退席)

○議長(石山 章君) それでは、番号11番、12番について質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、番号11番、12番については承認することに決定いたしました。

(7番 池田千秋君着席)

○議長(石山 章君) 池田委員、番号11番、12番、承認することに決定いたしました。

次、番号30番、31番、32番について審議いたしますので、議席番号19番、船山委員、議事に参与できませんので、退席をお願いします。

(19番 船山 寛君退席)

○議長(石山 章君) それでは、番号30番から32番まで質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、番号30番から32番まで承認することに決定いたしました。

(19番 船山 寛君着席)

○議長(石山 章君) 船山委員、番号30番、31番、32番、承認することに決定いたしました。

次、番号71番について審議いたしますので、議席番号4番、加藤委員、関連議案ですので議事に参与できませんので、退席をお願いします。

(4番 加藤孝平君退席)

○議長(石山 章君) それでは、番号71番につき質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、番号71番、承認することに決定いたしました。

(4番 加藤孝平君着席)

○議長(石山 章君) 加藤委員、番号71番、承認することに決定いたしました。

次、番号82番から86番につき審議いたしますので、議席番号11番、斎藤委員、関連議案ですので、退席をお願いします。

(11番 斎藤 博君退席)

- 議長（石山 章君） それでは、82番から86番、ご意見、ご質問のある方。
（発言する者なし）
- 議長（石山 章君） ないようでありますので、82番から86番、承認することに決定してもよろしいでしょうか。
（異議なしの声あり）
- 議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号82番から86番について承認することに決定いたしました。
（11番 斎藤 博君着席）
- 議長（石山 章君） 斎藤委員、番号82番から86番まで承認することに決定いたしました。
それでは、次に番号38番から50番につき審議いたしますので、議席番号4番、加藤委員、11番、斎藤委員、関連議案ですので、退席をお願いいたします。
（4番 加藤孝平君、11番 斎藤 博君退席）
- 議長（石山 章君） 質疑に入ります。
（発言する者なし）
- 議長（石山 章君） ご意見、ご質問がないようでありますので、番号38番から50番まで、承認することに決定してもよろしいでしょうか。
（異議なしの声あり）
- 議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号38番から50番まで承認することに決定いたしました。
（4番 加藤孝平君、11番 斎藤 博君着席）
- 議長（石山 章君） 斎藤委員、加藤委員、番号38番から50番まで承認することに決定いたしました。
- 議長（石山 章君） それでは、ただいま承認をいただいた案件を除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。
（発言する者なし）
- 議長（石山 章君） ないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。
（異議なしの声あり）
- 議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定については原案のとおり承認することに決定いたしました。
議案として、その他について皆様方から。
（発言する者なし）
- 議長（石山 章君） その他について、ないようでありますので、2時30分まで休憩に入ります。
休憩 午後2時20分～午後2時30分
- ・協議、連絡事項ほか

時に午後 3 時30分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

平成30年11月27日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員